

神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例の概要

(平成 19 年 1 月 1 日施行)

1. 基本理念

(1) 目的 (条例第 1 条)

職員等の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のための体制を整備し、市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保により、市民の信託にこたえ、市民に信頼される市政を確立する。

(2) 執行機関等及び職員等の責務 (条例第 3 条)

法令等の遵守、市会との連携・協力、透明性の高い公正な市政の運営に取り組む義務、市民への説明責任、豊かな神戸の創造に向けての努力義務を規定

(3) 倫理に係る理念・職員等の職務執行その他倫理に係る基本原則 (条例第 4・5 条)

- ① 公務員としての倫理保持の努力義務
- ② 差別的取扱や市民の疑惑等を招く行為の禁止、法令等への精通、情報の適正管理など 4 つの倫理原則
- ③ 法令等による権限 (委任規則・専決規程) に基づく市民への説明責任
- ④ 施策 (基本方針) の意思決定の内容・過程の適正記録

(4) 要望等への対応の基本原則 (条例第 6 条)

《要望等の定義》(条例第 2 条第 4 号)

①職員等以外のものが、②職員等に対して行う、③当該職員等の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼など

- ① 市政運営に対する要望等の重要性を十分理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応する。
- ② 特定のを特別に扱うことを求める要望等に対しては、他のものの権利・利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定のものに対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適切に対応する。
- ③ 不当要求行為に対しては、複数の職員等により組織的に毅然とした態度で対応する。

2. 要望等の記録・確認等

(1) 要望等の記録 (条例第 7 条)

- ① 口頭による要望等については、その内容を確認し、簡潔に記録をする。
- ② 要望等の意図及び内容を正確に把握するために、要望者に書面又は電磁的記録での提出を求めることができる。

(2) 記録の例外 (記録しないことができる。) (条例第 8 条)

- ① 公式又は公開の場における要望等で別途記録がなされるとき
- ② 単なる問い合わせや事実関係の確認にすぎないことが明白であるとき
- ③ 公職者 (国会・地方議会議員、他の自治体の長 (秘書等を含む)) 以外のものからの要望等で、
 - ・ 日常的に行われる営業活動
 - ・ 公の施設における利用者等との日常的なやりとり
 - ・ 相談業務における要望等で、多数の要望者に順次対応する等の場合で記録することが困難なものや、その場で用件が終了し改めて対応や回答する必要がないもの

(3) 確認の機会の付与（条例第9条）

- ① 要望者は、要望等の記録の内容について確認を求めることができる。
 - ② 執行機関等は、要望者による確認の結果、必要と認めるときは、記録内容を訂正、追加、削除できる。
- * 訂正等は、客観的な事実の誤り等の場合に、見え消しにより行う。

(4) 要望等の報告（条例第7条・規程第4条）

- ① 要望等の記録等は原則として、局室区長まで報告（特に重要なものは市長まで報告）し、記録等の写しを行財政局長まで送付する。
- ② 要望等の内容が所属長の直近上位の上司までの報告で足りる場合は当該上司、日常的・定例的・簡易なものである場合は所属長までの報告とする。

3. 審査会に関する定め

(1) 神戸市公正職務審査会（条例第13・14条）

- ① 審査会は市長の附属機関として設置し、次の(2)の諮問事項に関して審査するほか、記録方法その他要望等への対応に関して審議を行い、意見を述べる。
- ② 審査会は5人の委員で組織し、学識経験者その他法令等又は行政事務に関し専門的知識を有する者の中から市会の同意を得て市長が委嘱する（任期は2年）。

(2) 審査会への諮問（条例第10条）

- ① 諮問事項
ア) 違法又は不当であるかどうかを判断できない要望等を受けた場合
イ) 要望等に対する職員等の対応その他の行為が違法又は不当であるおそれがある場合
- ② 市会議決による諮問
①イについて諮問すべき旨の市会議決をしたときは、その議決を尊重して審査会に諮問する。

4. 庁内体制の整備・その他

(1) 体制の整備（条例第16条）

- ① コンプライアンスの推進体制の整備（規程第6～10条）
所属長を「コンプライアンス推進責任者」、所属長の直近上位の上司（概ね部長級職員）を「同総括推進責任者」、局室区長を「同統括監督者」に充て、職員等への研修・指揮監督、コンプライアンスの取組の推進、不当要求への適切な対応などの責務を有する。
- ② コンプライアンス対策会議の設置（施行規則第7条）
コンプライアンスに関する取組における全市的な調整を図るために、市長、副市長、各局室区長等で構成する対策会議を設置する。

(2) 運用状況の公表（条例第18条）

市長は要望等に係る記録等の件数その他運用状況を取りまとめ、毎年度公表する。

(3) 出資法人等の講ずべき措置（条例第19条）

- ① 1/2以上出資団体（施行規則第6条）は、必要な措置を講じる努力義務がある。
- ② 所管課は、事務・事業の受託業者や公の施設の指定管理者に対し必要な措置を講じるために必要な指導を行う努力義務がある。

(4) 施行日 平成19年1月1日

コンプライアンス条例における庁内体制

